

相続定期預金 規定

預金について

- ① 本定期預金は「相続定期預金」と称します。
- ② 本定期預金は当組合またはほかの金融機関での相続手続きにより取得した資産を原資にお預けいただける個人の方に限ります。
- ③ 本定期預金のお預け入れ期間は1年(単利型)・3年(半年複利型)・5年(半年複利型)です。
- ④ お預け入れ金額は100万円以上で相続により取得した金額の範囲以内です。
- ⑤ お預け入れ時の相続定期預金の利率を満期日まで適用します。
- ⑥ 本定期預金は自由金利型定期預金であり、自動継続定期預金にてお預かりいたします。自動継続時は満期時の「ベストパートナー定期預金」の利率にて継続いたします。
- ⑦ 本定期預金の利率は、年2回(4月1日・10月1日)に見直しします。なお、金利情報は店頭で入手できます。
- ⑧ この規定に定めのないものについては当組合が別途定める「自動継続自由金利定期預金(M型)規定」によるものとします。

2019年4月1日現在
横浜幸銀信用組合

(ご参考)

「相続定期預金」は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。

預金保険制度の詳細につきましては、預金保険機構のホームページなどをご参照ください。

(<https://www.dic.go.jp/index.html>)